

## 資料 6

# 平成 26 年度第 1 回 介護サービス事業者集団指導研修資料

## 介護報酬の適正な請求について

介護老人福祉施設  
短期入所生活介護・  
介護予防短期入所生活介護

平成 26 年 7 月 23 日, 25 日, 28 日

広島県・広島市・福山市

## 《介護老人福祉施設》

## 《短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護》

### 目 次

I 常勤換算の考え方.....	1
II 介護老人福祉施設の人員基準.....	3
III 短期入所生活介護の人員基準.....	5
IV 人員基準の注意点.....	8
V 介護報酬算定上の留意点.....	9

## Ⅰ 常勤換算の考え方

### 1 常勤とは

当該事業所における勤務時間が、当該事業所において定められている常勤の従業者が勤務すべき時間数（32時間を下回る場合は32時間を基本とする。）に達していることをいうものである。同一の事業者によって当該事業所に併設される事業所の職務であって、当該事業所の職務と同時並行的に行われることが差し支えないと考えられるものについては、それぞれに係る勤務時間の合計が常勤の従業者が勤務すべき時間数に達していれば、常勤の要件を満たすものであることとする。例えば、1の事業者によって行われる指定訪問介護事業所と指定居宅介護支援事業所が併設されている場合、指定訪問介護事業所の管理者と指定居宅介護支援事業所の管理者を兼務している者は、その勤務時間の合計が所定の時間に達していれば、常勤要件を満たすこととなる。

#### 《ポイント》

- ・介護保険法上の「常勤」とは、当該介護保険の事業所(施設)における勤務時間が、当該事業所において定められている常勤の従業者が勤務すべき時間数に達していることをいう。
- ・常勤の勤務時間は就業規則で明確にしていること。
- ・雇用契約や労働条件通知書で、勤務条件や勤務内容を明確にしていること。
- ・法人として常勤職員として雇用していても、2以上の事業所を勤務する場合、原則として非常勤として取り扱い、各々の勤務時間を区分して、各々の事業所の勤務時間に計上する。
- ・併設する事業所の管理者を兼務する場合は、その勤務時間の合計が常勤としての勤務時間に達していれば常勤として取り扱う。（管理業務のみを兼務する場合は常勤換算数を出す必要がないため、勤務表上は便宜的に常勤換算数1とする。）
- ・育児・介護休業法（※1）による短時間勤務の場合、雇用契約等で就業規則に定める常勤職員の勤務時間数勤務するとされており、かつ、週32時間以上勤務する場合は、「常勤」と扱うことができる。（勤務時間の短縮は休暇等に含める。）

（※1）3歳未満の子どもを育てる従業員は、所定労働時間を短縮する制度（原則として1日6時間）を利用できます。所定労働時間とは、就業規則等で定められた勤務時間のことです。

### 2 「常勤換算方法」とは

当該事業所の従業者の勤務延時間数を当該事業所において常勤の従業者が勤務すべき時間数（1週間に勤務すべき時間数が32時間を下回る場合は32時間を基本とする。）で除することにより、当該事業所の従業者の員数を常勤の従業者の員数に換算する方法をいうものである。

この場合の勤務延時間数は、当該事業所の指定に係る事業のサービスに従事する勤務時間の延べ数であり、例えば、当該事業所が訪問介護と訪問看護の指定を重複して受ける場合であって、ある従業者が訪問介護員等と看護師等を兼務する場合、訪問介護員等の勤務延時間数には、

訪問介護員としての勤務時間だけを算入することとなるものであること。

### 3 勤務延時間数とは

勤務延時間数とは、勤務表上、当該事業に係るサービスの提供に従事する時間又は当該事業に係るサービスの提供のための準備等を行う時間(事業所における待機の時間を含む。)として明確に位置づけられている時間の合計数とする。

なお、従業者1人につき勤務延時間数に算入することができる時間数は、当該事業所において常勤の従業者が勤務すべき勤務時間数を上限とする。

#### 《ポイント》

- ・常勤換算方法とは、従業者の総延べ勤務時間数が、常勤者何人分にあたるかを算出する方法。
- ・就業規則等により常勤の勤務時間が週32時間を下回る場合は、勤務延べ時間数を週32時間で除することとする。
- ・常勤者の勤務時間は就業規則等で定められるものであって、週32時間以上を勤務するものが全員常勤職員であるということではない。
- ・職種ごとで常勤者の勤務時間が異なることは有り得るが、同じ職種の中ではひとつとする。  
(常勤換算数は、人員基準上定められた職種ごとに、常勤職員が何人分かを計算するためのものであるため。)

### 4 常勤換算の計算方法

- (1) 「常勤」の従業者については、休暇や欠勤の状況等に関わらず常勤換算は1として算出する。(病休等により暦月で1月を超える長期の休暇は除く。)
- (2) 「常勤」以外の者について、4週又は暦月の勤務時間の合計から、週当たり又は1月当たりの平均勤務時間を算出し、その時間を、常勤の従業者が週に勤務すべき時間として定められた時間で除して常勤換算を算出する。(休暇や欠勤は勤務時間に入れることはできない。)
- (3) 従業者1人につき、常勤換算数の最大は1である。常勤の従業者が時間外勤務を行ったり、非常勤の従業者が常勤の者が勤務すべき時間として定められた時間以上に勤務しても1を超えて換算することはできない。

#### (計算式)

##### 常勤換算数

$$= \frac{\text{当該事業所の従業者(非常勤)の1週間(又は1月)の総延べ勤務時間数} + \text{常勤者数}}{\text{当該事業所において定められている常勤者の勤務時間数}}$$

※ 勤務延時間数は、事業所ごとの1か月の勤務表を基本に計算する。

## II 介護老人福祉施設の人員基準

職種	員数・資格										
医師	必要な数（非常勤可） 1人以上 ※入所者の数が100又はその端数を増すごとに1人以上 ※常勤でなければならない 【資格】 社会福祉主事任用資格、社会福祉士、精神保健福祉士又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者										
生活相談員	・常勤換算方法で入所者の数が3又はその端数を増すごとに1人以上 【看護職員】 ・看護職員の1人以上は常勤 <table border="1" style="margin-left: 10px;"> <tr> <th>入所者数</th> <th>必要数※1</th> </tr> <tr> <td>30人以下</td> <td>1人</td> </tr> <tr> <td>31人以上 50人以下</td> <td>2人</td> </tr> <tr> <td>51人以上 130人以下</td> <td>3人</td> </tr> <tr> <td>130人超は、50又はその端数を増すごとに1人を加えた数</td> <td></td> </tr> </table> ※1 常勤換算方法	入所者数	必要数※1	30人以下	1人	31人以上 50人以下	2人	51人以上 130人以下	3人	130人超は、50又はその端数を増すごとに1人を加えた数	
入所者数	必要数※1										
30人以下	1人										
31人以上 50人以下	2人										
51人以上 130人以下	3人										
130人超は、50又はその端数を増すごとに1人を加えた数											
介護職員 又は 看護師 若しくは 准看護師	【ユニット型】 <table border="1" style="margin-left: 10px;"> <tr> <td>昼間</td> <td>ユニット毎に常時1人以上</td> </tr> <tr> <td>夜間</td> <td>2ユニット毎に1人以上</td> </tr> <tr> <td>ユニット毎</td> <td>常勤のユニットケアリーダー配置</td> </tr> </table> ※ユニットケアリーダー研修受講者2名以上配置(但し2ユニット以下の場合は1名で可)	昼間	ユニット毎に常時1人以上	夜間	2ユニット毎に1人以上	ユニット毎	常勤のユニットケアリーダー配置				
昼間	ユニット毎に常時1人以上										
夜間	2ユニット毎に1人以上										
ユニット毎	常勤のユニットケアリーダー配置										
栄養士	1人以上 ※入所定員が40人を超えない場合で他の社会福祉施設等と連携し、効果的な運営が可能な場合は置かぬことができる										
機能訓練指導員	1人以上 ※当該施設の他の職務に従事することができる 【資格】理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師										
介護支援専門員	1人以上（入所者の数が100又はその端数を増すごとに1人を標準） ※常勤専従1人以上 (但し利用者の処遇に支障がない場合は他の職務に従事できる)										
管理者	常勤専従1人 ※管理業務に支障がない場合、当該施設の他の職務又は同一敷地内の他の事業所、施設の職務に従事可 ※サテライト型居住施設の本体施設の場合には、管理業務に支障がない場合、当該サテライト型居住施設の管理者又は従業者としての職務に従事可 ※社会福祉法第19条第1項各号のいずれかに該当する者若しくは、社会福祉事業に2年以上従事した者又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者。（創設法人等にあっては施設長資格認定講習会の課程を修了した者）										

※「入所者数」は前年度の平均値（新規に指定を受ける場合は、入所定員の90%とする）

### ◆ 「生活相談員」の要件

県が認可する特養の場合は、社会福祉主事任用資格、社会福祉士、精神保健福祉士以外の資格要件について、県高齢者支援課の承認を得ていること。

(広島市、福山市が認可する特養の場合は、各市介護保険課の承認)

◆ 「施設長」の要件

県が認可する特養の場合は、県高齢者支援課の承認を、福山市が認可する特養の場合は、福山市高齢者支援課の承認を得ていること。  
(広島市が認可する特養の場合は、広島市介護保険課の承認。)

◆ 「看護職員」と「機能訓練指導員」を兼務する場合

看護職員と機能訓練指導員と兼務している場合は、機能訓練指導員としての勤務時間も看護職員の勤務時間に含めることができる。  
しかし、それぞれの職種の配置により加算を算定する場合には、勤務時間を明確に分ける必要があるため含めることはできない。

◆ 「介護支援専門員」と施設の他の職種を兼務する場合

介護支援専門員と他の職務を兼務する場合、常勤換算上も、当該介護支援専門員の勤務時間の全体を当該他の職務に係る勤務時間として算入することができる。  
なお、居宅介護支援事業者の介護支援専門員との兼務は認められない。ただし、増員に係る非常勤の介護支援専門員については、この限りでない。

◆ 一部ユニット型施設(類型)の廃止について

今後行われる指定の更新の際に、ユニット型部分(ユニット型施設)とユニット型以外の部分(従来型施設)について、それぞれ別施設として指定を行うことになる。

この場合、

- ① 介護職員及び介護職員と同様にケアを行う看護職員については、「ユニット型施設」と「従来型施設」の兼務は認めない。
- ② その他の従業者については、入所者の処遇に支障がない場合に限り、兼務を認める。
- ③ その他の従業者については、双方の勤務時間の合計が、当該施設において定められている常勤の職員が勤務すべき時間数に達していれば、常勤の要件を満たす。(ただし、双方の施設において常勤換算1にはならない。)
- ④ 看護職員の数の算定根拠となる入所者数・利用者数の「前年度の平均値」については、双方の施設・事業所を一体として算出することとして差し支えない。

※ 一部ユニット型の分離ではなく、当初から従来型とユニット型を併設で新築(増築)する場合には、上記④は認められない。

◆ ユニット型の勤務体制の確保

- ・入居者が安心して日常生活を送ることができるよう、継続性を重視したサービスの提供に配慮する観点から職員配置を行う。
- ・従業者が1人1人の入居者について、個性、心身の状況、生活歴などを具体的に把握した上で、その日常生活上の活動を適切に援助するためには、いわゆる「なじみの関係」が求められる。
- ・ユニット部分の従業者はユニットケアの特性から固定メンバーが望ましい。

◆ 医師及び介護支援専門員の数

サテライト型居住施設の本体施設である指定介護老人福祉施設であって、当該サテライト型居住施設に医師又は介護支援専門員を置かない場合にあっては、指定介護老人福祉施設の

入所者の数及び当該サテライト型居住施設の入所者の数の合計数を基礎として算出しなければならない。

### III 短期入所生活介護の人員基準

#### 1 単独型（利用定員 20 人以上）

職種	員数・資格
医師	1人以上
生活相談員	<ul style="list-style-type: none"><li>・常勤換算方法で利用者の数が 100 又はその端数を増すごとに 1 人以上</li><li>・常勤 1 人以上</li></ul> <p>【資格】（特別養護老人ホームの生活相談員に準ずる） 社会福祉主事、社会福祉士、精神保健福祉士又は同等以上の能力を有すると認められる者</p>
介護職員又は看護師 若しくは准看護師	<ul style="list-style-type: none"><li>・常勤換算方法で利用者の数が 3 又はその端数を増すごとに 1 人以上</li><li>・介護職員及び看護職員（看護師又は准看護師）はそれぞれ常勤 1 人以上</li></ul> <p>【ユニット型】 <ul style="list-style-type: none"><li>・昼間については、ユニット毎に常時 1 人以上</li><li>・夜間については、2 ユニット毎に 1 人以上</li><li>・ユニット毎に常勤のユニットリーダー（※）の配置</li></ul><p>※ユニットケアリーダー研修受講者 2 名以上配置（但し 2 ユニット以下の場合 1 名で可）</p></p>
栄養士	<ul style="list-style-type: none"><li>1人以上</li></ul> <p>※利用定員 40 人を超えない場合で他の社会福祉施設や病院等の栄養士との兼務が可能な場合等（適切な栄養管理が行われているときで利用者の処遇に支障がないとき）は置かぬことができる</p>
機能訓練指導員	<ul style="list-style-type: none"><li>1人以上（当該事業所の他の職務に従事することができる）</li></ul> <p>※理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師</p>
調理員その他の従業者	実情に応じた適当事
管理者	<ul style="list-style-type: none"><li>常勤専従 1 人</li></ul> <p>※管理上支障がない場合、当該事業所の他の職務、又は同一敷地内の他の事業所・施設の職務に従事可</p>

#### 2 空床型（特別養護老人ホームのみ）

当該利用者を入所者とみなした場合に、特別養護老人ホームとして必要とされる従業者利用定員は、当該特別養護老人ホームの利用定員以内

#### 3 併設型（利用定員 20 人未満でも可）

特養、養護老人ホーム、病院、診療所、介護老人保健施設、（介護予防）特定施設、地域密着型特養等（以下「併設本体施設」という）と一体的に運営が行われるもの

職種	員数・資格
医師	1人以上（併設本体施設の業務に支障がない範囲内で兼務が可能）
機能訓練指導員	1人以上（併設本体施設の業務に支障がない範囲内で兼務が可能） ※理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師
栄養士	1人以上（併設本体施設の業務に支障がない範囲内で兼務が可能）
生活相談員	併設本体施設と短期利用者の数を合算して常勤換算で必要な人数
介護職員又は看護師 若しくは准看護師	併設本体施設と短期利用者の数を合算して常勤換算で必要な人数 ※定員が20人以上の場合、常勤の看護職員1名以上 【ユニット型】 ・昼間については、ユニット毎に常時1人以上 ・夜間については、2ユニット毎に1人以上 ・ユニット毎に常勤のユニットリーダー（※）の配置 ・※ユニットケアリーダー研修受講者2名以上配置（但し2ユニット以下の場合は1名で可）
調理員その他の従業者	実情に応じた適当数
管理 者	常勤専従1人 ※管理上支障がない場合、当該事業所の他の職務、又は同一敷地内の他の事業所・施設の職務に従事可
夜勤における介護体制が整っていること	

【指定介護予防短期入所生活介護及び指定短期入所生活介護の事業を同一の事業所で一体的に行う場合は、指定短期入所生活介護の人員配置を満たすことをもって、指定介護予防短期入所生活介護の事業の人員配置を満たすものとみなす。】

#### ◆ 「利用者の数」とは

併設事業所については、併設施設本体として確保すべき員数と指定短期入所生活介護事業所として確保すべき員数の合計を、本体施設入所者と併設事業所利用者数とを合算した数について常勤換算方法により必要とされる員数とする。

例) 特定施設入居者生活介護利用者110人、併設事業所利用者20人の場合

生活相談員の員数は  $(110\text{人}+20\text{人}) \div 100 = 2\text{人}$  (端数切り上げ)

$110\text{人} \div 100 = 2\text{人}$  (端数切り上げ)

$20\text{人} \div 100 = 1\text{人}$  (端数切り上げ)  $2\text{人} + 1\text{人} = 3\text{人}$  ではない。

#### ◆ 「従来型短期入所生活介護」と「ユニット型短期入所生活介護」が併設される場合

従来型の短期入所生活介護事業所とユニット型の短期入所生活介護が併設され、双方の事業に支障が生じない場合で、かつ夜間における介護体制を含めて一体的に運営する場合は、併設施設として考えることができる。この場合には、

- ① 生活相談員の員数については、ユニット型として確保すべき員数と従来型として確保すべき員数の合計を、それぞれの事業所の利用者を合算した数について常勤換算方法により必要とされる従業者の数とする。
- ② 介護職員は、双方の施設での兼務はできない。

③ その他の従業者については、双方の勤務時間の合計が、当該施設において定められている常勤の職員が勤務すべき時間数に達していれば、常勤の要件を満たす。

また、単独型短期入所生活介護の定員は 20 人以上となっているが、この場合において双方の利用定員の総数が 20 人以上である場合にあっては、それぞれの利用定員を 20 人未満とすることができます。

## IV 人員基準上の注意点

### 1 入所者（利用者）数の算定方法

#### 不適切事例

- 特養・短期生活事業の新規指定（事業の再開を含む）の際の人員配置に係る入所者（利用者）数の「推定数」の考え方を誤っている。

#### <ポイント>

人員配置における入所者数は、当該施設の「前年度の平均値」による。（※前年度の実績が1年未満の場合、増床、減床部分を除く。）

#### ◆ 「推定数」の考え方

「推定数」とは、新設又は増床部分に係る前年度の実績が1年未満の場合に用いるもの。

①新設又は増床時点から6月未満

$$\text{推定数} = \text{新設ベッド数（又は増床ベッド数）} \times 90\%$$

②新設又は増床時点から6月以上1年未満の場合

$$\text{推定数} = \frac{\text{直近の6月における「新設（又は増床部分の）入所者（利用者）延べ数」}}{\div 6\text{月間の日数}}$$

③新設又は増床時点から1年以上経過

$$\text{推定数} = \frac{\text{直近1年間における「新設（又は増床部分の）入所（利用）者延数」}}{\div 1\text{年間の日数}}$$

例) 「入所者の前年度の平均値：40人」の施設が20床の増床をした場合について、増床の時点から6月未満における人員配置上の入所者数は

$$40\text{人} + (20\text{床} \times 90\%) = 58\text{人}$$

となり、入所者数「58人」に応じた人員の配置が必要となる。

※上記取扱いについては短期入所生活介護も同様

### 2 勤務形態（常勤・非常勤、専従・兼務等）

#### 不適切事例

- 「非常勤」の従業者を「従業者の勤務形態一覧表」に「常勤」として記載している。

#### <ポイント>

人員基準上の「常勤」とは、「当該事業所における勤務時間が、当該事業所において定められている常勤の従業者が勤務すべき時間数（32時間を下回る場合は32時間を基本）に達していることをいうもの」であることから、たとえ法人としての雇用形態が「常勤雇用」であっても他の事業所等での勤務がある場合は、一部例外を除き、介護保険の事業所の従業者としては「常勤」ではなく「非常勤」となる。